

広島県告示第三百九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十一条第四項前段の規定によって、次のとおり会計管理者の事務の一部の委任を解除させ、及び会計管理者の事務の一部を委任させた。

平成二十八年四月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

<p>会計管理者の事務の一部の委任を解除した出納員</p>	<p>会計管理者の事務の一部の委任を受けた出納員</p>	<p>解除又は委任した事務</p>	<p>解除した年月日</p>	<p>委任した年月日</p>
<p>広島県警察本部交通部交通指導課に所属する次の職員 丸尾 明日香</p>	<p>広島県警察本部交通部交通指導課に所属する次の職員 竹本 俊夫</p>	<p>一 当該課で収納する道路交通法（昭和三十五年法律第五号）の規定による放置違反金若しくはこれに伴う県税外収入又は放置違反金仮納付金若しくは放置違反金に伴う差押物件公売代金等の出納及び保管 二 当該課で収納する広島県警察関係手数料条例（平成十二年広島県条例第六号）の規定による手数料の出納及び保管</p>	<p>平成二十八年三月三十一日</p>	<p>平成二十八年四月一日</p>